

宗教者九条の和 声明

内心の自由を奪い処罰する「共謀罪」の廃止を求めます

2017年6月21日(「共謀罪」公布の日)

戦前の悪法「治安維持法」との類似がつつと指摘される「改正組織犯罪処罰法」(いわゆる「共謀罪」)が、6月15日朝、参議院本会議で強行採決が行われ、可決・成立しました。審議のなかで、テロ防止のためには「共謀罪」も国際条約締結も全く役立たないことは、もはや否定できないものとなりましたが、政府与党、とりわけ金田勝年法務大臣は、終始論点を姑息に曖昧化し、最終的には、参議院法務委員会採決を省略するという稀に見る暴挙に出ました。加えて、6月2日の衆議院法務委員会の席上では、金田法務大臣は「治安維持法は適法、拘留、拘禁は適法だった」と語りました。ポツダム宣言受諾によって廃棄された「治安維持法」が公に肯定されたことは、今日に至る戦後社会において、さすがになかったことであり、「治安維持法」によって不当に逮捕拘禁され、拷問にかけられ、また台湾や朝鮮半島では死刑にまでなった多くの犠牲者のことを考えれば、到底容認されえない発言でした。

このような暴挙をふるってまでこの法律を作ることに、政府はなぜこれほど躍起になっているのか? 私たちはそう問わずにいられません。国民に正直に伝えることのできない本当の目的が、オリンピックとは別にあるのではないか? 私たちはそう疑わずにはいられません。「治安維持法」の時代が、戦争の時代が再びやってくる。私たちはこのことに身を固くせずにはいられません。

今国会で「共謀罪」が審議される中、さまざまな宗教団体が共謀罪に反対する声明を連日のように発表しました。それぞれの信仰の基本に立ちつつ連帯する私たち「宗教者九条の和」も4月25日、声明「内心の自由を奪い処罰する「共謀罪」の廃案を求めます」を出し、5月31日にはさらに連帯を拡大して「『共謀罪』反対・憲法改悪阻止をめざす 宗教者・信者全国集会アピール」を発表しました。それは、かつての「治安維持法」が、酷く不当な宗教弾圧を行ったことを、私たち宗教者は、決して忘れないからです。政府は「治安維持法」と「共謀罪」は異なるといいます、むしろ「共謀罪」のほうがより一層曖昧かつ広範囲であるとも指摘されています。「治安維持法」も「共謀罪」も、人々から思想・信条・信教の自由を奪い、密告制度を使ってあたりまえの信頼関係を破壊し、人々を恐怖のうちに服従させ、戦争へと駆り立てるものです。さきのアピールにも示した通り、そのような恐怖と萎縮の社会を、私たち宗教者は拒絶します。

「共謀罪」は本日21日に公布、来月11日には早くも施行されることとなります。このような拙速さに、いったい政府は何を急いでいるのかと、言葉を失う思いですが、私たちは決してこれに臆して黙ることをいたしません。なぜなら、いのちが尊ばれる、憲法第九条が活かされる社会を実現することこそ、私たちの信仰実践だからです。私たち宗教者は、「共謀罪」の廃止の日まで、「共謀罪」が魂の自由といのちを奪うものであることを証しし続け、市民と共に祈り、行動し続けることを誓います。これは私たちの信仰宣言です。